



心身障害者の軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります

次に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

要件（いずれかに該当する場合）

● 車両の所有者及び運転者が該当者本人、又は該当者と生計をともにする人の場合

● 障害者が納税義務者である場合で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する人が運転する場合

※自動車税の減免では、その他にも要件があります。詳細は、お問い合わせください。

※軽自動車税の減免ではその他該当する場合があります。詳細は、お問い合わせください。

軽自動車等の手続き

毎年申請が必要です。

申請場所 課税課（市役所1階）

申請期間 5月7日（火）～31日（金）

※継続申請の人は、支所市民福祉課

（アスピアこだま内）でも手続きできます。詳細は、お問い合わせください。

普通自動車の手続き

申請場所 県内各県税事務所、自動車税事務所及び各支所（大宮・熊谷・所沢・春日部）

申請期限 4月1日時点で所有する自動車の場合 5月31日（金）

※減免登録が済んでいる場合は改めて申請を行う必要はありません。

持参するもの（軽・普通自動車共通）

- ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
- ・納税義務者の印鑑
- ・運転者の自動車運転免許証
- ・自動車検査証 ・納税通知書
- ・納税義務者の通知カード又はマイナンバーカード

特別障害者手当等支給制度のお知らせ

この制度は、重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を要する方に、国から手当を支給する制度です。詳しくは、お問い合わせください。

★障害福祉課 ☎ 25- 1 1 2 5、支所市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3

《障害児福祉手当》

- 対象
20歳未満で市内に住所があり、かつ次のいずれかに該当する方（ただし、施設入所している方、障害を支給事由とする年金を受けている方は対象外）
- ・身体障害者手帳1級の一部、2級の一部の方、又は療育手帳④相当の方
- ・精神障害や血液疾患等で上記と同程度の障害がある方
- 手当額 月額 14,790円（平成31年4月～）

《特別障害者手当》

- 対象
20歳以上で市内に住所があり、かつ次の状態に該当する方（ただし、施設入所している方、3か月以上継続して病院等に入院している方は対象外）
- ・国民年金法1級程度の障害が2つ以上ある方、又はそれと同程度以上と認められる方
- 手当額 月額 27,200円（平成31年4月～）

※いずれの手当も、障害の程度に応じて診断書が必要になる場合があります。
※本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。

高齢者等とその家族の暮らしを支える制度のお知らせ

市では、在宅で生活している支援が必要な高齢者等やそのご家族に対して、以下のサービスを実施しています。サービスを利用するには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

★地域福祉課 ☎ 25- 1 1 2 7

事業名	対象者の要件	事業内容
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	要介護4又は5に認定されている60歳以上で理美容院へ行くことが困難な在宅生活の方	市委託業者が自宅を訪問する理美容サービスの利用券を年間4枚まで発行
要介護高齢者ふとん乾燥等事業	世帯員全員が市民税非課税で、要介護4又は5に認定されている60歳以上の寝たきり状態の方	市委託業者がふとんの乾燥消毒又は丸洗いをを行う（年2回まで。6、9、12、3月実施） ※前月までに申請が必要です。
高齢者入浴料助成事業	世帯員全員が市民税非課税で、自宅に入浴設備がない又は故障等により使用できない住居に居住している65歳以上の方	市委託入浴施設の入浴券を1か月当たり5枚発行

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級
体幹	1級から3級まで及び5級
聴覚	2級又は3級
視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級又は2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級又は2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	④又はA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。
※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳④又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

★軽自動車税に関すること…課税課 ☎ 25- 1 1 1 2 2、支所市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3、☎ 72- 1 6 3 0、★自動車税に関すること…本庄県税事務所 ☎ 22- 6 1 0 0 0、☎ 22- 2 8 4 4、自動車税事務所熊谷支所 ☎ 0 4 8- 5 3 2- 8 0 1 1